

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

宿泊・衛生専門委員会

第1回医事・衛生部会

会議資料



湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会
宿泊・衛生専門委員会 医事・衛生部会 委員名簿**

(順不同:敬称略)

	機関	役職	名前	備考
1	一般社団法人 滋賀県医師会	参与	小西 眞	部会長
2	一般社団法人 滋賀県歯科医師会		檜原 祐市	
3	一般社団法人 滋賀県薬剤師会	専務理事	岡本 茂胤	
4	公益社団法人 滋賀県看護協会	常務理事	松波 典代	
5	一般社団法人 滋賀県病院協会	理事	鈴木 聡	
6	日本赤十字社 滋賀県支部	事務局長	丸尾 勉	
7	一般社団法人 滋賀県食品衛生協会	専務理事	白居 仁司	職務代理
8	滋賀県保健所長会	副会長	嶋村 清志	
9	滋賀県健康医療福祉部医療政策課	課長	切手 俊弘	
10	滋賀県健康医療福祉部感染症対策課	課長	萩原 智行	
11	滋賀県健康医療福祉部薬務課	課長	鷲田 淳	
12	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	課長	高山 朋子	

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 宿泊・衛生専門委員会部会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程第 5 条の規定に基づき、宿泊・衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）の部会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称および付託事項)

第 2 条 部会の名称および専門委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(部会の役員)

第 3 条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、専門委員会委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 部会委員の任期は、部会の目的が達成されたときまでとする。ただし、部会委員が就任時の機関、団体等の役職を離れたときは、その部会委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第 5 条 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 部会は、付託事項の審議結果について、専門委員会に報告するものとする。
- 3 部会は、必要があるときは、部会委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会事務局において行う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 10 日から施行する。

別表（第2条関係）

部会の名称	付託事項
<p style="text-align: center;">宿 泊 部 会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊要項等に関する事 2 配宿計画に関する事 3 宿泊施設充足対策に関する事 4 宿泊料金に関する事 5 その他宿泊に関する事
<p style="text-align: center;">医 事 ・ 衛 生 部 会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護対策に関する事 2 防疫対策に関する事 3 食品衛生対策に関する事 4 環境衛生対策に関する事 5 その他医事衛生に関する事

**第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会
宿泊・衛生専門委員会 医事・衛生部会 会議公開方針（案）**

第 1 趣旨

この方針は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会宿泊・衛生専門委員会医事・衛生部会（以下「部会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 部会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、部会長が部会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第 3 会議の開催の通知

部会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手續
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

部会の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）のうちから部会長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、部会長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

- (4) 会議の一部を非公開とする場合、部会長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者および報道関係者に会場からの退席を指示するものとする。

- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

- (6) 部会長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

この方針に定めのない事項については、部会長が部会の意見を聴いて必要の都度定めるものとする。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (一部改正〔平成14年条例45号・15年18号・18年11号・19年34号・26年66号〕)

傍 聴 要 領 （案）

宿泊・衛生専門委員会医事・衛生部会

宿泊・衛生専門委員会医事・衛生部会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴の手続

- (1) 宿泊・衛生専門委員会医事・衛生部会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の 20 分前に、会場に設置する受付にお越してください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1) により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) (1) により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満了すまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会後は傍聴を許可しません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、部会長が特に認める者は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 部会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨害もしくは他の傍聴者に迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 非公開議題の議事に先立ち、退席の指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2 の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

傍聴について不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

審議事項

第 79 回国民スポーツ大会 医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、第 79 回国民スポーツ大会における医療救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務および分担

県委員会および会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 総合開・閉会式会場における医療救護
- イ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

(2) 会場地委員会

- ア 競技会場および練習会場における医療救護
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- ウ 宿泊施設における医療救護の支援

4 救護本部および救護所の設置

県委員会および会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部および救護所を設置する。

5 救護班の配置

- (1) 救護所には、救護班を配置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナーおよび事務職員等から、必要に応じた編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

6 医薬品および救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 経費の分担

県委員会および会場地委員会は、それぞれ担当する医療救護の実施に要する経費を負担する。

8 医療費

救護所および救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会および会場地委員会が、それぞれ別に定める。

第 79 回国民スポーツ大会 医療救護要項（素案）

にかかる意見照会の結果について

第 79 回国民スポーツ大会 医療救護要項（素案）について、県の医事・衛生担当課、各市町、開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会委員に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

	意見提出者	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1	米原市	3（2）ウ 宿泊施設における医療救護	ホテル等の宿泊施設における医療救護は、宿泊施設の業務内である と考える。→（削除）	野洲市の修正案に準じて、修正 する。 また、同様に「第 24 回全国障 害者スポーツ大会 医療救護 要項」の 3（1）エの部分につ いても同様に修正する。 （理由） 会場地委員会は、国スポの選 手・監督等の配宿責任を担って おり、宿泊施設に対して、最寄 りの医療機関の紹介等の情報 提供を行う等、宿泊施設の管理 主体に対して支援を行う役割 があるため修正する。
2	野洲市		宿泊施設における医療救護は宿泊 施設提供者が管理主体と考えるた め。会場地委員会として具体的な 役割がある場合は修正案のとおり ア、イと同列にならないような表 現が適切と考える。「ウ 宿泊施設 における医療救護」の削除、もし くは表現の修正。 修正案 「ウ 宿泊施設における医療救護 支援」	
3	彦根市	8 医療費 救護所および 救急自動車等 において要した経 費を除き、医療 費は全て受診者 が負担する。	要項素案本文における「医療費」 とは、救護所において応急の救護 を受け、その後救急車で搬送され た病院等で発生する医療費を指す ものと想定されますが、本要項に おいて定める内容は、総合開・閉 会式会場、競技会場、練習会場、大 会関連イベント会場および宿泊施 設における医療救護に限定される べきと考えます。 また、修正意見の記載内容は、 要項素案 7 経費の分担の内容とも 符合するものと思われます。 8 医療救護受診者の経費負担 救護所および救急自動車等にお いて要した経費に限っては、受診 者の負担を求めない。	修正しない。 （理由） 本要項において定める医療救 護業務の内容は、医療機関に搬 送する必要がある傷病者が発 生した場合、搬送先の医療機関 に診療依頼を実施するまでの 一連の業務である。 搬送先の医療機関で発生する 医療費については、受診者が負 担することを明確にするため 修正しない。

第 24 回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、第 24 回全国障害者スポーツ大会における医療救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務および分担

県委員会および会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 開・閉会式会場における医療救護
- イ 競技会場および練習会場における医療救護
- ウ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- エ 宿泊施設における医療救護の支援

(2) 会場地委員会

競技会場および練習会場における医療救護（連携、協力）

4 救護本部および救護所の設置

県委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部および救護所を設置する。

5 救護班の配置

- (1) 救護所には、救護班を配置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナーおよび事務職員等から、必要に応じた編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

6 医薬品および救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所および救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第 24 回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（素案） にかかると意見照会の結果について

第 24 回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（素案）について、県の医事・衛生担当課、各市町、開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会委員に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

	意見提出者	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1	彦根市	7 医療費 救護所および救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。	要項素案本文における「医療費」とは、救護所において応急の救護を受け、その後救急車で搬送された病院等で発生する医療費を指すものと想定されますが、本要項において定める内容は、開・閉会式会場、競技会場、練習会場、大会関連イベント会場および宿泊施設における医療救護に限定されるべきと考えます。 7 医療救護受診者の経費負担 救護所および救急自動車等において要した経費に限っては、受診者の負担を求めない。	修正しない。 (理由) 本要項において定める医療救護業務の内容は、医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合、搬送先の医療機関に診療依頼を実施するまでの一連の業務である。 搬送先の医療機関で発生する医療費については、受診者が負担することを明確にするため修正しない。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、両大会における防疫対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町、関係機関・団体等とともに防疫対策を実施する。

3 実施項目

防疫対策は、次の事項を実施するものとする。

(1) 防疫に関する知識の普及および意識の啓発

保健所等は、選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）の感染症予防のため、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、広報活動や衛生講習等の実施により、防疫に関する正しい知識の普及および意識の啓発を図る。

(2) 健康管理指導

保健所等は、参加者等の感染症予防のため、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、参加者等が利用する宿舍および食品提供施設等に対し、業務従事者の検便検査の実施を含む健康管理に努めるよう指導する。

(3) 感染症患者の発生時の措置

保健所等は、参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、感染症法等に基づく必要な措置を講じ、県、関係市町、県委員会および会場地委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、連携して感染症のまん延防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

県委員会および会場地委員会は、参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等への対策については、県および市町が別に定める行動計画およびマニュアル等による。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 防疫対策要項（素案）にかかる意見照会の結果について

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 防疫対策要項（素案）について、県の医事・衛生担当課、各市町、開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会委員に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

	意見提出者	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1	感染症対策課	3（2） 健康管理指導	対象施設に食品提供施設を入れるのであれば、感染症予防に加え食中毒予防についても示す必要があるのではないのでしょうか。 (修正例)「感染症予防のため」→「感染症および食中毒予防のため」	修正しない。 (理由) 食中毒予防については、別途「食品衛生対策要項」で示すため、当該対策要項では示さない。
2	感染症対策課	3（3） 感染症患者の発生時の措置	「感染症患者」とありますが、「感染症」とまとめると風邪なども含まれます。それらまで対象として想定しておられるのか、例えば、感染症法に記載のある感染症を想定されているのでしょうか。 後者であれば法律上の類型を示すなどされてはいかがでしょうか。	修正しない。 (理由) まん延防止の必要がある感染症や類型を具体的に示すことが困難で、感染症により対応方法も異なることから、当該対策要項では具体的には示さない。 今後、当該対策要項をより具体化した実施要領を策定する際、示すかどうか検討する。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、両大会における食品衛生対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町、関係機関・団体等とともに食品衛生対策を実施する。

3 実施項目

食品衛生対策は、次の事項を実施するものとする。

（1）食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発

保健所等は、食品に起因する衛生上の危害を防止するため、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）が利用する宿舎および食品提供施設等に対し、より一層の食品衛生に関する正しい知識の普及および意識の啓発を図るとともに、自主的な衛生管理の向上を促す。

（2）監視・指導の実施

保健所等は、参加者等が利用する宿舎および食品提供施設等に対する監視・指導および検査を強化し、施設の衛生確保および食品の衛生的取扱いの向上を図るとともに、必要に応じて食品の収去検査等を実施する。

（3）自主的な衛生管理活動の促進

保健所等は、参加者等が利用する宿舎および食品提供施設等を対象に、食品衛生推進員等と連携し、自主的な衛生管理活動の促進を図る。

（4）食中毒発生時の措置

保健所等は、参加者等に食中毒患者が発生した場合には、食品衛生法等に基づく必要な措置を講じ、県、関係市町、県委員会および会場地委員会は、連携して事故の拡大防止に努める。

（5）緊急連絡体制の整備

県委員会および会場地委員会は、参加者等に食中毒患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、両大会における環境衛生対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町、関係機関・団体等とともに環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

環境衛生対策は、次の事項を実施するものとする。

（1）会場および生活環境の美化

県委員会および会場地委員会は、県、会場地市町、関係機関・団体等の協力を得て、次の事項を実施する。

ア 開・閉会式会場、競技・練習会場（以下「会場」という。）、河川・道路等公共の場所および観光地等の清掃を実施する。

イ ごみの持ち帰りの呼びかけや、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等ごみのポイ捨て防止の徹底およびマナーの向上を図る。

（2）宿舎の衛生対策

保健所等は、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるよう宿舎およびその周辺の衛生的環境の保持に努めるよう指導する。

（3）廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進

県委員会および会場地委員会は、会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。

また、会場地の処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

（4）衛生害虫等の駆除

会場等の管理者は、関係団体等の協力を得て、必要に応じてねずみ・衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

（5）飲料水の衛生対策

保健所等は、水道事業者等に対し、飲料水の衛生保持のための監視・指導を実施する。

（6）飼い犬等の適正管理

県は、市町等の協力を得て、飼い犬の適正管理指導と野犬等の捕獲に努め、犬による

危害発生の防止を図る。

また、市町は、関係団体の協力を得て、犬の登録および狂犬病予防注射の実施を徹底する。

(7) 受動喫煙防止対策

県委員会および会場地委員会は、会場等に喫煙所を設置する場合は、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

保健所等は、市町等の協力を得て、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 環境衛生対策要項（素案）にかかる意見照会の結果について

環境衛生対策要項（素案）について、県の医事・衛生担当課、各市町、開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会委員に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

	意見提出者	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1	循環社会推進課	3（1） 会場および生活環境の美化	（原文） イ <u>不法投棄</u> や空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等ごみのポイ捨て防止の徹底およびマナーの向上を図る。 →（修正案） イ <u>ごみの持ち帰りの呼びかけ</u> や、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等ごみのポイ捨て防止の徹底およびマナーの向上を図る。	意見のとおり修正する。
2	生活衛生課	3（4） 衛生害虫等の駆除	・本文中「保健所」を「関係団体」に改める。 （理由：保健所では衛生害虫の駆除業務は行っていないため。）	意見のとおり修正する。
3	生活衛生課	3（6） 動物の適正管理	・項目名を「（6）飼い犬等の適正管理」に改める。 （理由：飼い犬および野犬対策に関する項目であるため。） ・本文中「保健所等」を「県」に改める。 （理由：動物保護管理センター所管事項に関する記載であるため。）	意見のとおり修正する。
4	草津市	3（4） 衛生害虫等の駆除	（4）衛生害虫等の駆除 市町は、関係団体等の協力を得て、必要に応じてねずみ・衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。 ⇒市町は～という書き方のため、会場地委員会の業務ではなく、市町担当課の業務と考えられる。 また、本市では衛生害虫等の駆除についての情報提供は行っているが、直接駆除は行っていない。 そのため、会場地委員会以外の担当課の業務を要項に記載するのは疑問を感じる。	意見を受けて、次のとおり修正する。 （4）衛生害虫等の駆除 <u>会場等の管理者は</u> 、関係団体等の協力を得て、必要に応じてねずみ・衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

	意見提出者	箇所	意見	要項（案）への反映状況
5	草津市	3（6） 飼い犬等の適正管理	<p>（6）飼い犬等の適正管理</p> <p>また、市町は、関係団体の協力を得て、犬の登録および狂犬病予防注射の実施を徹底する。</p> <p>⇒市町は～という書き方のため、会場地委員会の業務ではなく、市町担当課の業務と考えられる。</p> <p>また、本市では狂犬病予防法に基づく犬の登録率および狂犬病予防注射の接種率向上に資する事業は行っているが、そもそも狂犬病予防注射の実施主体は獣医師であり、市町ではない。</p> <p>そのため、会場地委員会以外の担当課の業務を要項に記載するのは疑問を感じる。</p>	<p>修正しない。</p> <p>（理由）</p> <p>予防注射は獣医師が行うが、注射後、注射済票を犬の所有者に交付するのは、各市町である。犬の登録および予防注射の実施を犬の所有者に周知し、獣医師等の関係団体の協力を得て、注射後に注射済票を交付するまで、予防注射の実施を徹底するという一連の業務は、各市町の担当課が担っている。</p>

說明事項

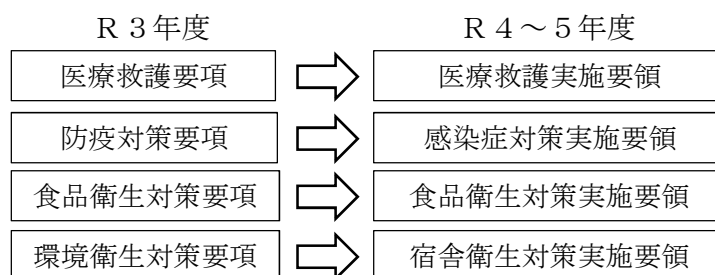
医事・衛生業務の今後のスケジュールについて

1. 今後の会議スケジュール（予定）

年度	内容
令和3年度 1月 (開催4年前)	○第5回宿泊・衛生専門委員会 ・医療救護要項(案)、防疫対策要項(案)、 食品衛生対策要項(案)、環境衛生対策要項(案) の審議・決定
令和4年度 1月 (開催3年前)	○第1回医事・衛生専門委員会 ・医療救護実施要領(原案)、感染症対策実施要領(原案)、 食品衛生対策実施要領(原案)、宿舍衛生対策実施要領(原案) の審議 ・競技会場地医療従事者見込者数調査(次年度実施予定)の概要説明

2. 実施要領の作成

今年度策定する各種要項について、それぞれを具体化した実施要領を令和4年度から作成に着手し、関係課・関係機関と調整する。



3. 医療従事者の確保

国スポ・障スポ大会における医療救護体制を整えるため、各競技会の救護所において必要となる医療従事者の見込者数を把握するため、令和5年度に会場都市町に対して調査を実施する。

令和4年度は、事前に、医療従事者の確保に向け、県医師会等の医療関係団体に派遣の協力依頼や調査の概要説明を行う。

■医療従事者確保のスケジュール（予定）

令和4年度 (開催3年前)	●医療救護体制の説明・協力依頼、派遣枠組みの検討(県⇒医療関係団体)
令和5年度 (開催2年前)	●医療従事者見込者数調査(第1次)(県⇔会場都市町)
令和6年度 (開催1年前)	●医療従事者見込者数調査(第2次)(県⇔会場都市町)
令和7年度 (開催年)	●医療従事者の派遣

修正版

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊・衛生業務スケジュール(案)

項目	2018年(H30) 7年前	2019年(R元) 6年前	2020年(R2) 5年前	2021年(R3) 4年前	2022年(R4) 3年前	2023年(R5) 2年前	2024年(R6) 1年前	2025年(R7) 開催年
組織	宿泊・衛生専門委員会設置			宿泊部会設置 医事・衛生部会設置	宿泊専門委員会設置 医事・衛生専門委員会設置 馬事衛生専門委員会設置			
	第1回専門委員会 第2回専門委員会	第3回専門委員会	第4回専門委員会	第5回専門委員会				
日スボ協議事項					医療救護要承認 日スボ	宿泊料協定 日スボ	宿泊要承認 日スボ	
宿泊・配宿計画	宿泊基本方針	宿泊基本計画	宿泊施設充足対策要項	宿泊施設対策要項	合同配宿実施方針	宿泊要案 (県)	宿泊業務実施要領 報道員宿泊規程 第三次仮配宿 宿泊施設実態調査 (データ修正・追加)	最終仮配宿 本配宿
	宿泊基礎調査	転用施設検討	第一次仮配宿	配宿方式決定 配宿業務委託内容検討	宿泊施設実態調査 (県)	第二次仮配宿 宿泊施設実態調査 (データ修正・追加)	配宿業務委託 配宿センター運営	
医事・衛生	医事・衛生基本方針	医事・衛生基本計画		医療救護要案 (県)	医療救護	実施要領 救護本部・救護所 医療救護薬品・資材 衛生講習会等	市町医療救護業務指針 救護所設置計画 医療救護薬品・資材整備計画	救護本部・救護所 医療救護薬品・資材
				防疫対策要項	感染症対策要領	衛生講習	衛生講習	講習会
				食品衛生対策要項	食品衛生対策要領	食品衛生	食品衛生	講習会
				環境衛生対策要項	宿舎衛生対策要領	環境衛生	環境衛生	講習会
標準献立 弁当				標準献立作成方針	標準献立	標準献立	標準献立	講習会の実施 弁当提供
馬事衛生				馬事衛生	馬事衛生 馬事衛生対策要項	馬事衛生 馬事衛生対策要項	馬事衛生関係計画	馬事衛生対策本部 馬診療所、装蹄所等設

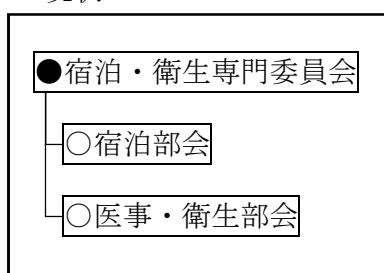
宿泊・衛生専門委員会および部会の再編成について

1. 目的

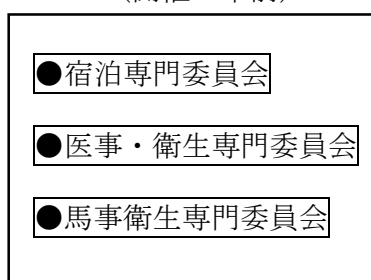
新型コロナウイルス感染症の影響で、今後、両大会の運営方法は一部変わっていくことが想定される。このことから、宿泊、医事および衛生分野の諸対策について、先催県から情報収集を行い、With コロナ/After コロナの運営方法を検討していく必要がある。そこで、より専門的に検討していくため、宿泊・衛生専門委員会および部会を3つの専門委員会に再編成する。

2. 再編成案

<現状>



< R 4 (開催3年前) ~ >



3. 専門委員会設置規程 改正案

宿泊・衛生専門委員会および部会を再編成するため、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程」を別紙のとおり改正する。

4. スケジュール

- R4.1月：宿泊・衛生専門委員会（宿泊施設充足対策要項（案）・医療救護要項（案）・防疫対策要項（案）・食品衛生対策要項（案）・環境衛生対策要項（案）の審議、第1次仮配宿実施結果の報告、専門委員会・部会の再編成の説明）
 2月：常任委員会（専門委員会設置規程の改正（案）の審議）

11月	12月	1月	2月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊部会 ・ 医事・衛生部会 		<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊・衛生専門委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 常任委員会

5. 委員構成（予定）

①宿泊専門委員会

区分	機関・団体名
宿泊・観光	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
	日本旅行業協会滋賀県地区委員会
	滋賀県旅行業協会
	びわこビジターズビューロー
食事	滋賀県栄養士会
	滋賀県調理師会
スポーツ	滋賀県スポーツ協会
	滋賀県障害者スポーツ協会
市町	滋賀県市長会
	滋賀県町村会
県	循環社会推進課
	障害福祉課
	生活衛生課
	観光振興局

②医事・衛生専門委員会

区分	機関・団体名
医療救護	滋賀県医師会
	滋賀県歯科医師会
	滋賀県薬剤師会
	滋賀県看護協会
	滋賀県病院協会
	日本赤十字社 滋賀県支部
食品・衛生	滋賀県食品衛生協会
	滋賀県保健所長会
県	医療政策課
	感染症対策課
	薬務課
	生活衛生課

③馬事衛生専門委員会

滋賀県獣医師会および滋賀県畜産課以外の委員は検討中

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程 新旧対照表

改正前				改正後			
種類	付託事項	委任事項	種類	付託事項	委任事項		
<p>本則および附則 省略 別表 (第2条関係)</p>							
<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p>	<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p>		<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p>	<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p>			
<p>全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会</p>	<p>1 <u>宿泊の基本的事項に 関すること。</u> 2 <u>医事・衛生の基本的事 項に関すること。</u> 3 <u>その他宿泊および医 事・衛生に係る重要な事 項に関すること。</u></p>	<p>1 <u>宿泊業務に関するこ と。</u> 2 <u>標準献立および食品調 達に関すること。</u> 3 <u>医療救護および防疫に 関すること。</u> 4 <u>食品衛生および環境衛 生に関すること。</u> 5 <u>馬事衛生に関するこ と。</u> 6 <u>その他宿泊および医事 衛生に関すること。</u></p>	<p>全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会</p>	<p>全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会</p>	<p>全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会</p>		
<p>宿泊・衛生 専門委員会</p>			<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>(削除)</p>	

(新設)	<p>宿泊専門委員会</p> <p>1 宿泊の基本的事項に関すること。 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること。</p> <p>1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立および食品調達に関すること。 3 その他宿泊に関すること。</p>
(新設)	<p>医事・衛生専門委員会</p> <p>1 医事・衛生の基本的事項に関すること。 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</p> <p>1 医療救護および防疫に関すること。 2 食品衛生および環境衛生に関すること。 3 その他医事・衛生に関すること。</p>
(新設)	<p>馬事衛生専門委員会</p> <p>1 馬事衛生に関すること。</p>
輸送・交通専門委員会 省略	輸送・交通専門委員会 省略

參考資料

国民スポーツ大会の概要

1 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 大会名称

現在、「国民体育大会（国体）」の名称で開催されているが、令和6年（2024年）大会以降、「国民スポーツ大会（国スポ）」に名称が変更される。

3 性格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 主催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、文部科学省および開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体および会場地市町村を含めたものとする。

5 開催時期・会期

9月中旬～10月中旬の11日間以内

※大会会期は、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

6 実施予定競技

滋賀県で開催する第79回国民スポーツ大会における実施競技については、下記のとおり。

<正式競技>（37競技）

●毎年実施競技（36競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

●隔年実施競技（1競技）

ボクシング *クレール射撃（滋賀県未実施）

<特別競技>（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

<公開競技>（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

<デモンストラーションスポーツ>（開催県民を対象に開催県にて種目決定）

スポーツ拳法、ウォーキング、ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢、スローイングビンゴ、スポーツチャンバラ、ソフトバレーボール、里湖を地域で結ぶウォーキング、スリースマイルゴルフ、百人一首競技かるた、ラジオ体操第3（初代・二代目）、ユニカール、ビリヤード、カラーリング、スポーツ鬼ごっこ、キンボール、フットサル、ユニホック

全国障害者スポーツ大会の概要

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 主催

全国大会の主催者は、文部科学省、公益財団法人日本パラスポーツ協会ならびに開催地都道府県・指定都市および開催地市町村とし、必要に応じてその他の関係団体を加えることができる。なお、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

3 大会開催の基本方針

- (1) 全国大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 全国大会は、毎年実施される国民スポーツ大会（本大会）の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 全国大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体等が主管する。
- (4) 全国大会における実施競技・種目は別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下「競技規則」という。）による。
- (5) 全国大会における競技施設は、原則として、国民スポーツ大会（本大会）の会場を使用する。

4 開催時期の決定

開催時期は、開催地主催者が開催の概ね3年前までに、主催者と協議のうえ決定する。

5 実施競技

実施競技は、競技規則に定められた個人競技および団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

<正式競技> (14競技)

〔個人競技〕 7 競技

陸上競技(身、知)、水泳(身、知)、アーチェリー(身)、卓球(身、知、精)・サウンドテーブルテニス(身)、フライングディスク(身、知)、ボウリング(知)、ボッチャ(身)

※ボッチャは2021三重から追加

〔団体競技〕 7 競技

バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)、ソフトボール(知)、グランドソフトボール(身)、フットベースボール(知)、バレーボール(身、知、精)、サッカー(知)

<オープン競技> (開催県と日本パラスポーツ協会および文部科学省の協議で決定)

知的障害者バドミントン、スポーツウエルネス吹矢、ゴールボール



湖国の感動 未来へつなぐ

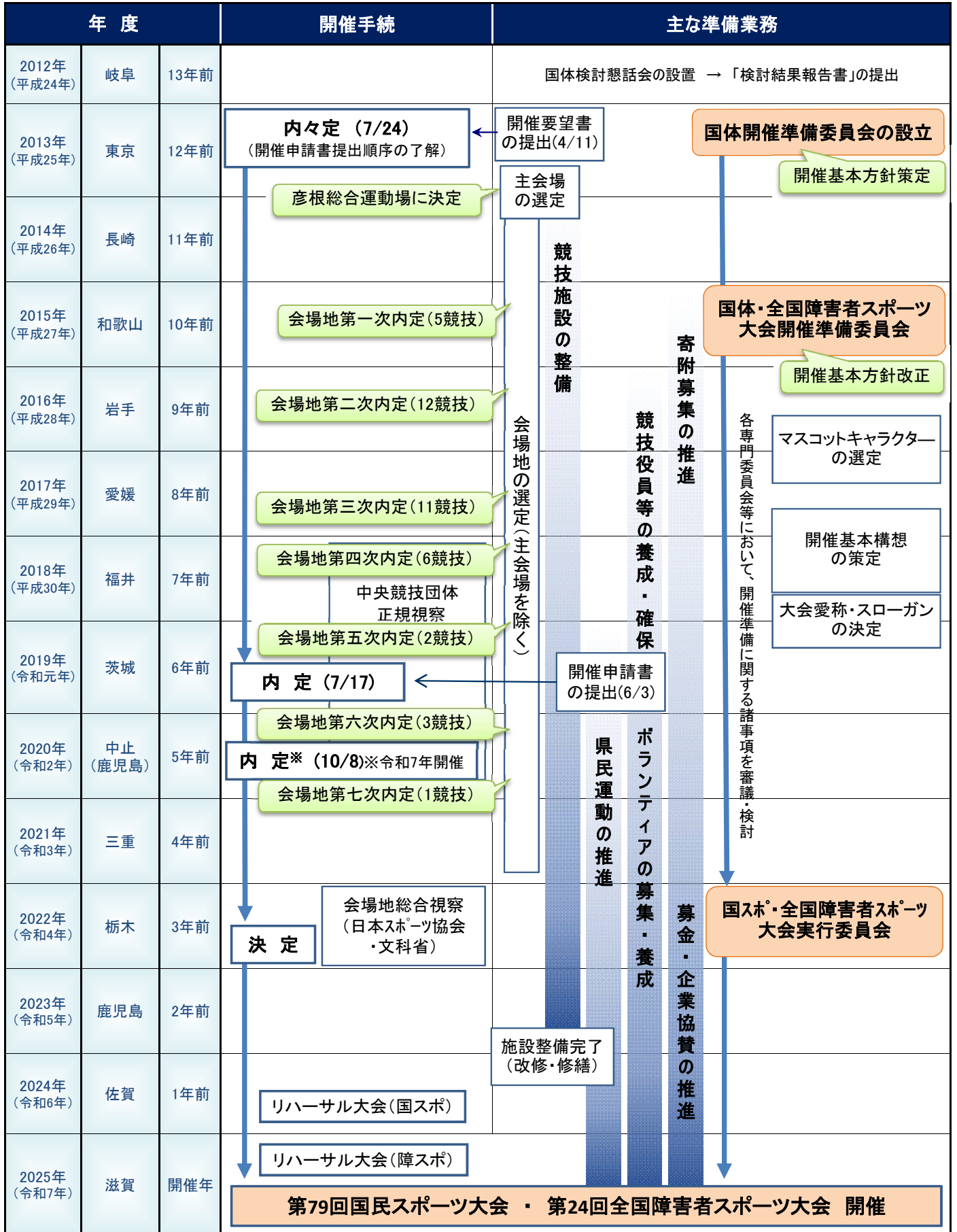
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備スケジュール



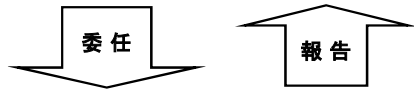
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 組織図

(令和3年8月現在)

事務局: 県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会課

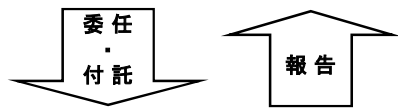
総 会

- 各年度の事業計画・予算、事業報告・決算等の審議
 - 常年委員会への委任事項の決定
 - 大会開催基本方針の決定
 - 特別委員会の設置
- 【年1回開催】



常 任 委 員 会

- 総会からの委任事項(各基本方針や計画等)の審議・決定
 - 専門委員会の設置、委任・付託事項の決定
- 【年数回開催】



専 門 委 員 会

- 常年委員会からの付託事項の審議・(案)の策定
 - 常年委員会からの委任事項の審議・決定
- 【年数回開催】



特 別 委 員 会

【必要に応じ開催】

**子ども・若者参画
(ジュニア・ユース チーム)**

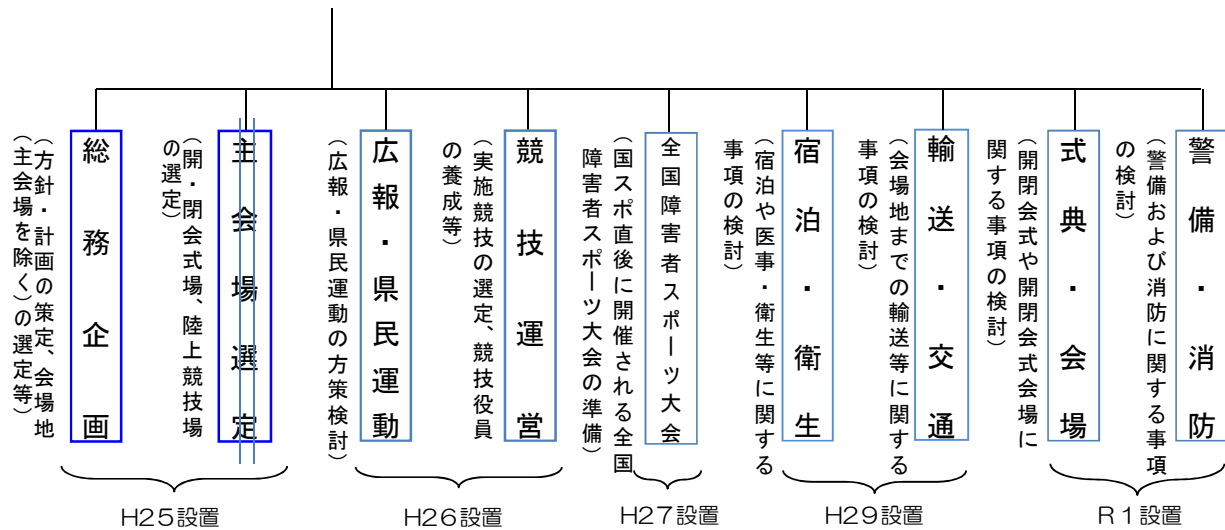
H25 設置

- 子ども・若者の視点や考えを反映
- 調査、提言等

募金・協賛推進

H26 設置

- 募金・協賛の推進



総 会	会長 (知事)、 副会長9名 (県議会議長、副知事、県スポーツ協会会長、県障害者スポーツ協会会長、県教育委員会教育長、市長会会長、町村会会長、滋賀経済団体連合会会長)、 顧問6名 (県選出国會議員)、 参与57名 (県議會議員、県教育委員会委員、報道各社代表)、 委員264名 (各市町長、各市町議會議長、各関係機関・団体の長、県部長級職員、県警本部長等)、 監事3名 (県会計管理者、市町会計管理者の代表) 合計 340名
常年委員会	委員長 (会長)、 副委員長9名 (副会長)、 常任委員73名 (県議会副議長・関係委員会委員長、各市町長、主要機関・団体の長) 合計 83名
子ども・若者参画特別委員会	県内の子ども・若者から公募等により選任
募金・協賛推進特別委員会	経済・社会分野、スポーツ分野等から選任
各専門委員会	各々の設置目的に応じ選任

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 構成図

令和3年8月現在

<p>会長 (1名) 知事</p>	<p>副会長 (9名) 県議会議長、副知事、(公財)滋賀県スポーツ協会会長、県障害者スポーツ協会会長、市長、市長、町村会長、滋賀経済団体連合会会長</p>
<p>顧問 (6名) 県選出国會議員</p>	<p>参与 (57名) 県議會議員(副会長・委員以外)、県教育委員会委員(副会長・委員以外)、報道各社代表</p>
<p>委員 (264名) ※Oは常任委員(73名) ※Oは選任委員(191名)</p>	<p>※委員総数としては、委員のうちから選任された副会長9名を含めた273名</p>
<p>県議會議員 (7名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 副議長 ○ 教育・文化入スポーツ常任委員会委員長 ○ 副委員長 ○ 地方創生・国スポ・障入ポ大会対策特別委員会 ○ 副委員長 ○ スポーツ振興議員連盟 代表 ○ 副代表 	<p>学校関係 (20名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県私立幼稚園協会会長 滋賀県公立幼稚園・こども園長会長 ○ 滋賀県小学校長会長 ○ 滋賀県中学校長会長 ○ 滋賀県高等学校長協会会長 ○ 滋賀県私立中等高等学校長会長 ○ 滋賀県特別支援学校長会長 ○ 滋賀県専修学校各種学校連合会会長 県内各大学(12大学)学長
<p>県関係 (17名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各部長等 ○ 警察本部長 ○ 公営企業管理者等 ○ スポーツ推進審議会会長 	<p>スポーツ関係 (89名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (公財)滋賀県スポーツ協会副会長(5名)・理事長 各都市体育協会・スポーツ協会(16協会)会長 ○ 滋賀県小学校体育連盟会長 ○ 滋賀県中学校体育連盟会長 ○ 滋賀県高等学校体育連盟会長 ○ 滋賀県スポーツ推進委員協議会会長 ○ 滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長 ○ 滋賀県障害者スポーツ協会副会長(5名) ○ 滋賀県スポーツ少年団本部長 ○ 滋賀県レクリエーション協会会長 ○ 滋賀県スポーツ指導者協議会会長 ○ 滋賀県企業スポーツ振興協議会会長 ○ 滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会会長 ○ スペシャルオリンピックス日本・滋賀会長 各競技団体(5)団体の長
<p>市町関係 (21名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町長(副会長以外) ○ 都市教育委員会連絡協議会会長 ○ 町村教育委員会連絡協議会会長 ○ 都市教育委員会会長 ○ 町村教育委員会会長 	<p>医療・福祉関係 (26名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (一社)滋賀県医師会会長 (一社)滋賀県歯科医師会会長 (一社)滋賀県薬剤師会会長 (公社)滋賀県獣医師会会長 (公社)滋賀県看護協会会長 (公社)滋賀県理学療法士会会長 (一社)滋賀県作業療法士会会長 滋賀県言語聴覚士会会長 (一社)滋賀県鍼灸マツカージ師会会長 (公社)滋賀県柔道整復師会会長 (一社)滋賀県病院協会会長 滋賀県スポーツ医会会長 日本赤十字社滋賀県支部長 (社福)滋賀県社会福祉協議会会長 (公財)滋賀県身体障害者福祉協会会長 (特非)滋賀県精神障害者家族会連合会会長 (公社)滋賀県手をつなぐ育成会理事長 (一社)滋賀県保育協議会会長 滋賀県健康推進員団体連絡協議会会長 (社福)滋賀県視覚障害者福祉協会会長 (社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会理事長 滋賀県知的ハンディをものつ人の福祉協会会長 滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会会長 滋賀県児童成人福祉施設協議会会長 滋賀県障害者自立支援協議会 滋賀県社会就労事業振興センター
<p>市町議會議員 (19名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市議會議長 ○ 町村議會議長(上記以外) 	<p>産業・経済関係 (19名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 滋賀県商工会議所連合会会長 ○ 滋賀県商工会連合会会長 ○ 滋賀県中小企業団体中央会会長 ○ 滋賀県経済同友会代表幹事 ○ (一社)滋賀県経済産業協会会長 ○ (公社)びわこびわこエス・ピー・シー会長 日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長 滋賀県労働組合総連合議長 滋賀県農業協同組合中央会会長 滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長 滋賀県森林組合連合会代表理事会長 滋賀県生活協同組合連合会会長 (公社)滋賀県建設産業団体連合会会長 (一社)滋賀県銀行協会会長 滋賀県信用金庫協会会長 滋賀県信用組合協会会長 関西電力送配電(株)滋賀支社長 大阪ガス(株)滋賀地区支配人 (一社)滋賀県LPガス協会会長
<p>国関係 (4名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿運輸局滋賀運輸支局長 近畿地方整備局滋賀国道事務所長 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 自衛隊滋賀地方協力本部長 	<p>通信・運輸・交通関係 (15名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 西日本電信電話(株)滋賀支店長 (株)NTTドコモ関西支社滋賀支店長 KDDI(株)理事 関西総支社長 ソフトバンク株式会社CSR統括部地域CSR部参与 西日本旅客鉄道(株)執行役員近畿統括本京都支社長 近江鉄道(株)代表取締役社長 京阪電気鉄道(株)執行役員大津鉄道部長 信楽高原鉄道(株)代表取締役社長 西日本高速道路(株)執行役員関西西支社長 中日日本高速道路(株)執行役員名古屋名古屋支社長 ○ (一社)滋賀県バス協会会長 (一社)滋賀県タクシー協会会長 (一社)滋賀県トラック協会会長 滋賀県旅客船協会会長 (公財)滋賀県交通安全協会会長
<p>監事 (3名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県計管理者 ○ 市計管理者代表 ○ 町計管理者代表 	<p>宿泊・観光・衛生関係 (5名)</p> <ul style="list-style-type: none"> (一社)滋賀県旅行業協会会長 滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 (一社)滋賀県食品衛生協会会長 (公社)滋賀県栄養士会会長 (一社)滋賀県調理師会会長
<p>社会・文化・環境関係 (20名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県私立幼稚園PTA連合会会長 滋賀県PTA連絡協議会会長 滋賀県公立高等学校PTA連合会会長 滋賀県私立中等高等学校保護者連合会会長 滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会会長 ○ 滋賀県地域女性団体連合会会長 (公財)滋賀県希望が丘文化公園理事長 (公財)滋賀県文化財保護協合理事長 (公財)淡海文化振興財団理事長 (一財)滋賀県老人クラブ連合会会長 ○ 滋賀県青年団体連合会会長 滋賀県青少年育成県民協議会会長 滋賀県子ども会連合会会長 日本ボーイスカウト滋賀連盟 (一社)ガールスカウト滋賀連盟 (公財)滋賀県緑化推進会理事長 (一社)滋賀グリーン購入ネットワーク会長 (公財)淡海環境保全財団理事長 (公財)滋賀県国際協会会長 ○ (公社)日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長 	<p>備・消防関係 (2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> (公財)滋賀県消防協会会長 (一社)滋賀県警備業協会会長
<p>計 340名</p>	

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和7年(2025年)に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

(3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

(4) 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

(6) 滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

(7) すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなですぽーつを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町内定配置図

高島市
◆国スポ正式競技 (4競技)
ウエイトリフティング、ソフトボール、銃剣道、高校野球(軟式)【特別競技】
◆国スポデモンストレーションスポーツ (1競技)
里湖で地域を結ぶウォーキング
◆障スポ正式競技 (1競技)
ソフトボール

大津市
◆国スポ正式競技 (12競技)
サッカー、テニス、ボート、体操(体操競技、新体操、トランポリン)、バスケットボール、セーリング、フェンシング、バドミントン、ライフル射撃(センター・ファイア・ピストル)、カヌー(スラローム、ワイルドウォーター)、空手道、高校野球(硬式)【特別競技】
◆国スポデモンストレーションスポーツ (4競技)
スポーツ拳法、スリースマイルゴルフ、百人一首競技かるた、ラジオ体操第3
◆障スポ正式競技 (2競技)
バスケットボール、車いすバスケットボール
◆障スポオープン競技 (1競技)
スポーツウエルネス吹矢

守山市
◆国スポ正式競技 (4競技)
サッカー、バレーボール、軟式野球、ソフトボール
◆国スポ公開競技 (1競技)
エアロビック
◆障スポ正式競技 (1競技)
サッカー
◆障スポオープン競技 (1競技)
ゴールボール

草津市
◆国スポ正式競技 (5競技)
水泳(競泳、飛込、アーティスティックスイミング、水球)、バレーボール、バスケットボール、軟式野球、ソフトボール
◆国スポ公開競技 (1競技)
バウンドテニス
◆国スポデモンストレーションスポーツ (3競技)
ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢
◆障スポ正式競技 (2競技)
水泳、バレーボール(精)

栗東市
◆国スポ正式競技 (2競技)
レスリング、ゴルフ
◆国スポ公開競技 (1競技)
パワーリフティング
◆国スポデモンストレーションスポーツ (3競技)
スローイングピンゴ、スポーツチャンバラ、ビリヤード

湖南市
◆国スポ正式競技 (1競技)
剣道
◆国スポデモンストレーションスポーツ (1競技)
キンボール
◆障スポ正式競技 (1競技)
バレーボール(知)

滋賀県(県外開催)
【所在地】京都府向日市
◆国スポ正式競技 (1競技)
自転車(トラック・レース)

長浜市
◆国スポ正式競技 (5競技)
水泳(オープンウォータースイミング)、バレーボール(ビーチバレーボール)、ソフトテニス、相撲、柔道、ゲートボール
◆国スポ公開競技 (1競技)
ユニカール
◆国スポデモンストレーションスポーツ (1競技)
フットベースボール

米原市
◆国スポ正式競技 (1競技)
ホッケー
◆国スポデモンストレーションスポーツ (2競技)
フットサル、ユニホック

彦根市
◆国スポ正式競技 (4競技)
陸上競技、ハンドボール、弓道、なぎなた
◆障スポ正式競技 (1競技)
陸上競技
◆障スポオープン競技 (1競技)
知的障害者バドミントン

滋賀県、彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町
◆国スポ正式競技 (1競技)
ボウリング
◆障スポ正式競技 (1競技)
ボウリング

愛荘町
◆国スポ正式競技 (1競技)
アーチェリー
◆障スポ正式競技 (1競技)
アーチェリー

東近江市
◆国スポ正式競技 (7競技)
サッカー、ボクシング、軟式野球、ソフトボール、カヌー(スプリント)、ゴルフ自転車(ロード・レース)
◆障スポ正式競技 (1競技)
グランドソフトボール

近江八幡市
◆国スポ正式競技 (4競技)
バレーボール、ハンドボール、軟式野球、トライアスロン
◆国スポ公開競技 (1競技)
綱引
◆国スポデモンストレーションスポーツ (1競技)
ウォーキング
◆障スポ正式競技 (1競技)
バレーボール(身)

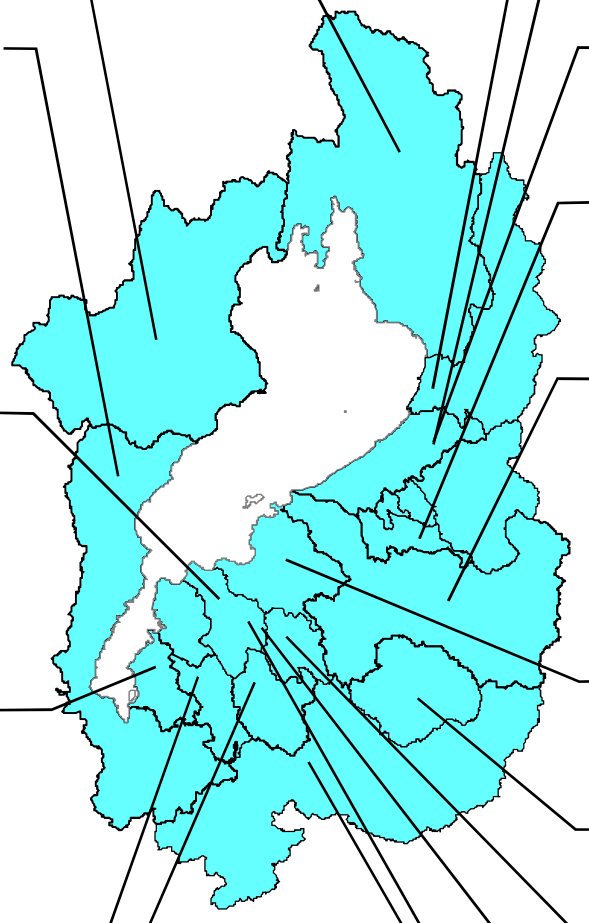
日野町
◆国スポ正式競技 (1競技)
軟式野球

竜王町
◆国スポ正式競技 (1競技)
スポーツクライミング

滋賀県
◆国スポ正式競技 (1競技)
ラグビーフットボール

野洲市
◆国スポ正式競技 (2競技)
バスケットボール、卓球
◆国スポ公開競技 (1競技)
武術太極拳
◆国スポデモンストレーションスポーツ (1競技)
スポーツ鬼ごっこ
◆障スポ正式競技 (1競技)
卓球(サウンドテーブルテニス含む)

甲賀市
◆国スポ正式競技 (4競技)
サッカー、軟式野球、ゴルフ、高校野球(軟式)【特別競技】
◆国スポ公開競技 (1競技)
グラウンド・ゴルフ
◆国スポデモンストレーションスポーツ (2競技)
ソフトバレーボール、カローリング
◆障スポ正式競技 (2競技)
フライングディスク、ポッチャ



※未定 国スポ正式競技2競技・・・馬術、ライフル射撃(センター・ファイア・ピストル以外)

第79回国民スポーツ大会 正式競技・特別競技 競技別内定状況

No	競技名		市町名			開催予定施設	種別
			所在地		準備運営		
			所在地	準備運営			
	開・閉会式		彦根市		(仮称)金亀公園陸上競技場		
1	陸上競技		彦根市		(仮称)金亀公園陸上競技場	全種別	
2	水泳	競泳	草津市		(仮称)草津市立プール	全種別	
		飛込					
		水球					
		アーティスティックスイミング*					
		オープンウォータースイミング*	長浜市	長浜市南浜町地先特設会場	全種別		
3	サッカー	東近江市		東近江市総合運動公園布引陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド	成年男		
		大津市		皇子山総合運動公園陸上競技場 伊香立公園芝生グラウンド	少年女		
		甲賀市	大津市 甲賀市	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	少年女		
		守山市		野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	少年男		
4	テニス		大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート	全種別		
5	ボート		大津市	関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)	全種別		
6	ホッケー		米原市	OSPホッケースタジアム (県立伊吹運動場) 米原市伊吹第1グラウンド	全種別		
7	ボクシング		東近江市	東近江市能登川アリーナ	全種別		
8	バレー ボール	6人制		草津市	草津市立総合体育館 YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	成年男 成年女	
				近江八幡市		近江八幡市立運動公園体育館	少年男
				守山市		守山市民体育館	少年女
		ビーチバレーホール		長浜市	長浜市豊公園自由広場特設会場	全種別	

No	競技名		市町名			開催予定施設	種別	
			所在地	準備運営				
9	体操	競技	大津市		滋賀アリーナ	全種別		
		新体操	大津市		滋賀アリーナ	少年女 少年男		
		トランポリン	大津市		滋賀アリーナ	全種別		
10	バスケットボール		大津市		滋賀アリーナ	成年男 少年男		
			野洲市		野洲市総合体育館	成年女		
			草津市		YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	少年女		
11	レスリング		栗東市		栗東市民体育館	全種別		
12	セーリング		大津市		大津市柳が崎特設セーリング会場	全種別		
13	ウエイトリフティング		高島市		県立安曇川高等学校体育館	全種別		
14	ハンドボール		彦根市		彦根市スポーツ・文化交流センター 彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館)	成年男 成年女 少年女		
			近江八幡市		近江八幡市立運動公園体育館 あづちマリエート	少年男 少年女		
15	自転車	トラック・レース	京都府向日市		向日町競輪場	全種別		
		ロード・レース	東近江市		東近江市特設ロードレースコース	全種別		
16	ソフトテニス		長浜市		長浜市民庭球場	全種別		
17	卓球		野洲市		野洲市総合体育館	全種別		
18	軟式野球		近江八幡市		近江八幡市立運動公園野球場	成年男		
			草津市		草津グリーンスタジアム			
			守山市		守山市民球場			
			甲賀市		甲賀市民スタジアム			
			東近江市		東近江市ひばり公園湖東スタジアム			
			日野町		大谷公園野球場			
19	相撲		長浜市		長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	全種別		
20	馬術							
21	柔道		長浜市		長浜伊香ツインアリーナ	全種別		
22	ソフトボール		東近江市		東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	成年男		
			高島市		高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド	成年女		
			草津市		野村公園グラウンド	少年男		
			守山市		守山市民運動公園ソフトボール場 守山市民球場	少年女		
23	フェンシング		大津市		ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別		

No	競技名		開催予定施設			種別
			市町名		開催予定施設	
			所在地	準備運営		
24	バドミントン		大津市		滋賀アリーナ	全種別
25	弓道		彦根市		彦根市スポーツ・文化交流センター	全種別
26	ライフル 射撃	センター・ファイア・ピストル	大津市		滋賀県警察学校射撃場	全種別
		センター・ファイア・ピストル 以外				
27	剣道		湖南市		湖南市総合体育館	全種別
28	スポーツ ツクリ ミング	リード	竜王町		竜王町総合運動公園	全種別
		ボルダリング				
29	ラグビーフットボール		野洲市	滋賀県	滋賀県希望が丘文化公園	全種別
30	カヌー	スプリント	東近江市		東近江市能登川水車とカヌーランド	全種別
		スラローム ワイルドウォーター	大津市		瀬田川特設カヌー会場	全種別
31	アーチェリー		愛荘町		愛荘町スポーツセンター 秦荘グラウンド	全種別
32	空手道		大津市		ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別
33	銃剣道		高島市		新旭体育館	全種別
34	なぎなた		彦根市		パナソニック株式会社アプライアンス社彦根工場多目的ホール	全種別
35	ボウリング		彦根市	滋賀県 彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	ラピュタボウル彦根	全種別
36	ゴルフ		栗東市		琵琶湖カントリー倶楽部	成年男
			甲賀市		ベアズパウ ジャパン カントリークラブ	少年男
			東近江市		名神八日市カントリー倶楽部	女子
37	トライアスロン		近江八幡市		近江八幡市特設トライアスロン会場	全種別
38	高等 学校 野球	硬式	大津市		皇子山総合運動公園野球場	—
		軟式	甲賀市		甲賀市民スタジアム	—
			高島市		高島市今津総合運動公園今津スタジアム	

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第79回国民スポーツ大会 公開競技 競技別内定状況

No	競技名			
		市町名	開催予定施設	種別
1	綱引	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	全種別
2	ゲートボール	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	全種別
3	武術太極拳	野洲市	野洲市総合体育館	全種別
4	パワーリフティング	栗東市	栗東市民体育館	全種別
5	グラウンド・ゴルフ	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	全種別
6	バウンドテニス	草津市	YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	全種別
7	エアロビック	守山市	守山市民体育館	全種別

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の変更等が生じる場合がある。

**第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ
実施競技選択および会場地市町内定状況**

番号	実施競技	主管団体名	市町名	開催予定施設
1	スポーツ拳法	滋賀県スポーツ拳法連盟	大津市	皇子が丘公園体育館
2	スリースマイルゴルフ	大津市スポーツ推進委員協議会		和邇市民運動広場グラウンド
3	百人一首競技かるた	大津あきのた会		滋賀県立武道館
4	ラジオ体操第3 (初代・二代目)	大津市スポーツ協会		皇子が丘公園体育館
5	ユニカール	長浜市スポーツ推進委員会	長浜市	長浜伊香ツインアリーナ
6	ウォーキング	近江八幡市スポーツ推進委員会	近江八幡市	西の湖一帯
7	ノルディック・ウォーク	滋賀県ノルディック・ウォーク連盟	草津市	草津川跡地公園de愛ひろば
8	インディアカ	滋賀県インディアカ協会 草津市インディアカ協会		YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)
9	スポーツウエルネス 吹矢	滋賀県スポーツウエルネス 吹矢協会		YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)
10	スローイングビンゴ	ジャパンスローイングビンゴ協会	栗東市	栗東市民体育館
11	スポーツチャンバラ	滋賀県スポーツチャンバラ協会		栗東市民体育館
12	ビリヤード	滋賀県ビリヤード協会		BILLIARDS SO ULWOOD ShotGun

13	ソフトバレーボール	滋賀県ソフトバレーボール 連盟	甲賀市	甲賀市水口体育館
14	カローリング	甲賀市総合型地域スポーツ クラブ連絡協議会		甲賀市水口体育館
15	スポーツ鬼ごっこ	特定非営利活動法人YAS Uほほえみクラブ	野洲市	野洲市野洲川河川公園
16	キンボール	湖南市スポーツ推進委員会	湖南市	湖南市総合体育館
17	里湖で地域を結ぶ ウォーキング	高島市スポーツ推進委員会	高島市	高島市内
18	フットサル	B I G - B R E A T H	米原市	B I G - B R E A T H イブキ サッカースタジアム
19	ユニホック	滋賀県ホッケー協会		OSPホッケースタジアム (県立伊吹運動場) 米原市伊吹第1グラウンド

第24回全国障害者スポーツ大会 正式競技 競技別内定状況

No	競技名	市町名			開催予定施設	障害区分
		所在地		準備運営		
		所在地	準備運営			
1	開閉会式、陸上競技	彦根市	滋賀県彦根市	(仮称)金亀公園陸上競技場	身・知	
2	水泳	草津市	滋賀県草津市	(仮称)草津市立プール	身・知	
3	アーチェリー	愛荘町	滋賀県愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	身	
4	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	野洲市	滋賀県野洲市	野洲市総合体育館	身・知・精	
5	フライングディスク	甲賀市	滋賀県甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	身・知	
6	ボウリング	彦根市	滋賀県彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	ラピュタボウル彦根	知	
7	ボッチャ	甲賀市	滋賀県甲賀市	甲賀市水口体育館	身	
8	バスケットボール	大津市	滋賀県大津市	滋賀アリーナ	知	
9	車いすバスケットボール	大津市	滋賀県大津市	滋賀アリーナ	身	
10	ソフトボール	高島市	滋賀県高島市	高島市今津総合運動公園 第1グラウンド・第2グラウンド	知	
11	グラウンドソフトボール	東近江市	滋賀県東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	身	
12	バレーボール	近江八幡市	滋賀県近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	身	
		湖南市	滋賀県湖南市	湖南市総合体育館	知	
		草津市	滋賀県草津市	草津市立総合体育館	精	
13	サッカー	守山市	滋賀県守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	知	
14	フットベースボール	長浜市	滋賀県長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	知	

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

**第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技
実施競技選択および会場地市町内定状況**

番号	実施競技	主管団体名	市町名	開催予定施設
1	知的障害者 バドミントン	スペシャルオリンピックス日 本・滋賀	彦根市	彦根市スポーツ・文 化交流センター
2	スポーツウエルネス 吹矢	滋賀県スポーツウエルネス吹矢 協会	大津市	皇子が丘公園体育館
3	ゴールボール	滋賀県ゴールボール協会	守山市	守山市民体育館

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 宿泊・衛生専門委員会について

1 委員会の位置づけ

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会における宿泊・衛生分野に関することについて、常任委員会から付託または委任された事項を専門的見地から検討する。

2 付託事項・委任事項

付託事項

- 1 宿泊の基本的事項に関すること。
- 2 医事・衛生の基本的事項に関すること。
- 3 その他宿泊および医事・衛生に係る重要な事項に関すること。

委任事項

- 1 宿泊業務に関すること。
- 2 標準献立および食品調達に関すること。
- 3 医療救護および防疫に関すること。
- 4 食品衛生および環境衛生に関すること。
- 5 馬事衛生に関すること。
- 6 その他宿泊および医事衛生に関すること。

3 委員

別紙「宿泊・衛生専門委員会委員」のとおり

4 経過・今後の予定

平成 30 年度 (開催 7 年前)	○第 1 回宿泊・衛生専門委員会 ・宿泊基本方針、医事・衛生基本方針 審議 ○第 2 回宿泊・衛生専門委員会 ・宿泊基本計画、医事・衛生基本計画 審議 ・部会設置要綱 審議・決定
令和元年度 (開催 6 年前)	○第 3 回宿泊・衛生専門委員会 審議事項等 ・部会設置要綱 改正 ・第 1 次仮配宿の概要について ・転用施設調査・民泊意向調査の結果概要について ・茨城国体における宿泊業務の概要について
令和 2 年度 (開催 5 年前)	○第 4 回宿泊・衛生専門委員会 (書面開催) 報告事項 ・開催延期に伴う宿泊・衛生業務のスケジュールの変更等について ・第 1 次仮配宿について

令和3年度 (開催4年前)	○第5回宿泊・衛生専門委員会（主な審議予定） ・宿泊・衛生専門委員会および部会の再編成について 説明 ・第1次仮配宿実施結果について 報告 ・宿泊施設充足対策要項 審議・決定 ・医療救護要項、防疫対策要項、食品衛生対策要項、環境衛生対策要項 審議・決定
令和4年度以降	毎年1回程度会議を開催

5 部会について

宿泊・衛生業務の範囲は多岐にわたることから、下記のとおり各分野に部会を設置し、より専門的な議論やご意見をいただく。なお、宿泊・衛生専門委員会においては、各部会における審議結果等を踏まえ、ご審議いただく。

○各部会について

●宿泊部会（R3設置）

配宿計画、宿泊施設の充足対策等に係る業務について審議を行う。

●医事・衛生部会（R3設置）

医療救護対策や各種衛生対策に係る業務について審議を行う。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会

宿泊・衛生専門委員会 委員名簿

(順不同:敬称略)

	機関	役職	名前	備考
1	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫	委員長
2	一般社団法人 日本旅行業協会滋賀県地区委員会	委員長	人見 能暢	
3	一般社団法人 滋賀県旅行業協会	副会長	北川 宏	
4	公益社団法人 びわこビジターズビューロー (国内誘客部)	副部長	奥野 仁基	
5	一般社団法人 滋賀県医師会	参与	小西 眞	副委員長
6	一般社団法人 滋賀県薬剤師会	専務理事	岡本 茂胤	
7	公益社団法人 滋賀県看護協会	常務理事	松波 典代	
8	公益社団法人 滋賀県獣医師会	事務局長	佐谷 泰親	今回から 就任
9	一般社団法人 滋賀県食品衛生協会	専務理事	臼居 仁司	今回から 就任
10	公益社団法人 滋賀県栄養士会	会長	澤谷 久枝	
11	一般社団法人 滋賀県調理師会	理事・相談役	小野寺 和徳	
12	滋賀県保健所長会	副会長	嶋村 清志	
13	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	競技力向上担当 次長	山本 将	今回から 就任
14	一般社団法人 滋賀県障害者スポーツ協会	副主幹	吉成 永部	
15	滋賀県市長会	事務局長	井上 善治	
16	滋賀県町村会	事務局長	猪飼 隆幸	
17	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	課長	小竹 茂夫	
18	滋賀県健康医療福祉部感染症対策課	課長	萩原 智行	今回から 就任
19	滋賀県健康医療福祉部薬務課	課長	鷺田 淳	
20	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	課長	高山 朋子	今回から 就任
21	滋賀県商工観光労働部観光振興局	副局長	村田 昌弥	
22	滋賀県農政水産部畜産課	課長	青木 義和	今回から 就任

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針

第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、参加者等が、清潔で快適な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、次の方針により行うものとする。

1 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置および医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整えとともに、障害の種類・特性に応じた医療救護に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

2 防疫

参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を整えとともに、防疫に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎および食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く県民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

5 馬事衛生

国スポの馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事・衛生業務を円滑に推進する。

1 医療救護対策

(1) 救護所および救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員等その他関係者ならびに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の傷病の発生に速やかに対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

(2) 医療救護体制の周知徹底

傷病発生に伴う患者への対応や障害の種別・特性に応じた配慮については、パンフレットの作成、配付等により、各都道府県、宿舍および医療機関等に周知徹底を図る。

2 防疫対策

(1) 防疫に関する知識の普及および意識の啓発

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、より一層、防疫に関する知識の普及および意識の啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

参加者等の消化器系感染症の発生予防のため、宿舍および弁当調製施設等の食品取扱施設（以下「宿舍等」という。）の業務従事者の健康診断実施の励行を指導する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿舍等に対し、より一層、食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の取組を推進する。

(2) 監視指導の実施

宿舍等を対象に、監視・指導を行うとともに、必要に応じて食品の収去検査等を実施する。

4 環境衛生対策

(1) 会場および生活環境の美化

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所および観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 宿舎の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舎に対して必要な指導等を行い、宿舎の衛生対策に努める。

(3) 廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

また、リサイクルできない廃棄物については、適正な処分を行う。

(4) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(5) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(6) 動物の適正管理

競技会場および宿舎等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

5 馬事衛生対策

馬術競技の円滑な運営に寄与するため、出場馬に対し、関係機関、団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整え、入退厩時の調整および敷料の確保等に努め、馬事衛生対策の万全を期する。

6 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。